

○仁淀消防組合火災予防条例施行規則

仁淀消防組合火災予防条例施行規則

昭和56年4月24日

規則第12号

改正 平成4年3月30日規則第3号 平成7年3月27日規則第6号  
平成17年11月26日規則第8号 平成24年11月20日規則第2号  
平成26年3月20日規則第1号 令和元年6月26日規則第5号  
令和元年12月27日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、仁淀消防組合火災予防条例（昭和48年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(標識類)

第2条 条例第11条第1項第5号（同条第3項、条例第8条の3第1項及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第17条第3号、第23条第2項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）、第34条第2項第1号並びに第39条第4号に規定する標識、掲示板及び表示板の様式は、別表に定めるところによらなければならない。

(指定催しの指定)

第2条の2 消防長は、指定催しの指定をしたときは、条例第42条の2第3項の規定に基づき、その旨を指定催しを主催する者に対し別記第18号様式によつて通知する。

(屋外における催しの防火管理)

第2条の3 条例第42条の3第2項に規定する屋外における催しの防火管理の届出は、別記第19号様式により届出書正副2通を消防長に提出しなければならない。

(防火対象物使用開始の届出)

第3条 条例第43条第1項に規定する防火対象物の使用開始の届出は、別記第1号様式により、届出書正副2通を消防長に提出しなければならない。ただし、この場合において、同一敷地内に二以上の防火対象物の棟がある場合には、別記第2号様式による防火対象物棟別概要追加書類を正副2通提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第4条 条例第44条各号に掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に定める様式により、届出書正副2通を消防長に提出しなければならない。

- (1) 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機及び火花を生じる設備・放電加工機 別記第3号様式
- (2) 燃料電池発電設備、変電設備、発電設備及び蓄電池設備 別記第4号様式
- (3) ネオン管灯設備 別記第5号様式
- (4) 水素ガスを充てんする気球 別記第6号様式

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第5条 条例第45条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に定める様式により、届出書正副2通を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 別記第7号様式
- (2) 煙火の打上げ又は仕掛け 別記第8号様式
- (3) 劇場等以外での催物の開催 別記第9号様式
- (4) 水道の断水又は減水 別記第10号様式
- (5) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 別記第11号様式
- (6) 露店の開設届出書 別記第20号様式

(指定洞道等の届出)

第5条の2 条例第45条の2に規定する指定洞道等に関する届出は、別記第14号様式に

より、届出書正副2通を消防長に提出しなければならない。

(危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第6条 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、別記第12号様式により、届出書正副2通を消防長に提出しなければならない。

2 貯蔵又は取扱いに、タンクを用いるものにあつては、消防長等の交付したタンク検査済証若しくは別記第12号様式の2によるタンク検査済証又は試験結果証を前項に掲げる届出書に添付しなければならない。

3 条例第46条第2項に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いを廃止する場合には、別記第13号様式により届出書を消防長に提出しなければならない。

(タンクの検査及び検査済証の交付)

第7条 条例第47条に規定するタンクの水張検査等を受けようとするものは別記第15号様式によるタンク検査申請書を提出しなければならない。

2 前項による検査手数料は、仁淀消防組合手数料条例(昭和48年条例第23号)による。

3 消防長は、第1項のタンクが条例に定める基準に適合しているときは別記様式第16号によるタンク検査済証を交付する。

(副本の交付)

第8条 消防長又は消防署長は、第3条から第6条までに規定する届出を受理した場合において、火災予防上支障がないと認めるときは、副本に別記第17号様式の届出済印を押して届出者に交付する。ただし、第5条第4号及び第5号に該当する場合には、この限りでない。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第9条 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第10条 条例第48条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、仁淀消防組合消防本部ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日規則第6号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月26日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月20日規則第2号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日規則第5号）  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規則第7号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

根拠条例条文	標識類	規制事項の種類	寸法		色	
			幅 cm	長さ cm	地	文 字
8条の3 1 項及び3 項 11条1項5号 及び3 項 11条の2 2 項 12条2項及び 3 項 13条2項及び 4 項	燃料電池 発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の 標識	15以上	30以上	白	黒
17条3号	水素ガスを充てんする気球 の掲揚禁止する旨の標示		30以上	60以上	赤	白
23条2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は 「危険物品持込厳禁」と表示 した標識		25以上	50以上	赤 ( 条例 )	白 ( 条例 )
23条4項2号	「喫煙所」と表示した標識		30以上	10以上	白	黒
31条の2 2 項 1 号 33条3 項 34条2項1号	危険物を貯蔵し、又は 取扱っている旨を表 示した標識		30以上	60以上	白	黒
31条の2 2 項 1 号 33条3 項 34条2項1号	危険物の品名、最大 数量等を掲 示した掲 示板		30以上	60以上	( ※ 注 )	
39条4号	定員表示板		30以上	25以上	白	黒
39条4号	満員札		50以上	25以上	赤	白

(※注) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第 8 号様式

第 9 号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第12号様式の 2

第13号様式

第14号様式

第15号様式

第16号様式

第16号様式

第17号様式

第18号様式

第19号様式

第20号様式